

ワイズ・YMCA パートナーシップ検討特別委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、ワイズ・YMCA パートナーシップ検討特別委員会と称する。略称をパートナーシップ委員会とする。

(目的)

第 2 条 ワイズと YMCA が互いに信頼するパートナーとして、協力関係を強化し、共に成長・発展することを目的とする。日本のワイズと YMCA が手本となって世界、地域の全てのワイズと YMCA がより良い協働関係が強化されることが期待される。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 16 条第 1 項に基づき特別委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、東西日本区から各 3 名、YMCA 同盟から 3 名、リエゾンとしてワイズと YMCA 両方の経験者 2 名の計 11 名で構成される全体委員会の内、西日本区のメンバー 3 名のみを対象として構成し、特別委員会委員として取り扱う。

2. 本委員会は、理事が幹事を務め、他 2 名は原則的に直前理事、直々前理事を任命し、3 名の委員で構成される。

(任期)

第 5 条 委員は、年度毎に更新するが、常に 3 名を維持する。

2. 本委員会は、第 2 条の目的を達成する為に活動を行い、2022-23 年度を最後に解散する。

(付則)

第 6 条 この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事が承認するものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2019年11月9日 制定 2019年11月9日 施行